

令和 5 年 8 月 定例総会議事録

日 時 令和 5 年 8 月 31 日（木曜日） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 吉村 昭生・倉菌 嘉枝子・松田 まり子

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

欠席 井上 亘・内 一幸

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 23 号 農用地利用集積計画の変更について

議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）

議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）

議案第 71 号 農用地利用集積等促進計画について

議案第 72 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 74 号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について

議案第 75 号 非農地証明願承認について

議案第 76 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 16 名、推進委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 8 月の行事实績と 9 月の行事予定を報告します。

(8 月の行事实績と 9 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 5 年 8 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第 22 号から第 23 号までの 3 件、議案が第 68 号から第 76 号までの 50 件合計 53 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 14 番大部委員と 19 番長瀬委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 22 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 22 号～報告第 23 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 68 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 68 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 68 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。

議長 では、審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 今月の農地法 3 条の事前審査を第 2 小委員会に付託されましたので 8 月 22 日に、審
査会を実施しました。その結果を報告します。

議案第 68 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の権利の設定許可申請につい
てです。

1 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 53,220 円。

2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 461,466 円。

3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 461,467 円。

4 番、隣接地を購入し、利便性を図る、10a あたり 150,000 円。

5 番、甥からの贈与です。

6 番、知人からの贈与です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分です。事前審査を小委員会に付託されましたので 8 月 24 日に行い
ました。その結果を報告します。

議案第 68 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてです。

7 番、姉からの贈与です。

8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 298,265 円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第68号農地法第3条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 69 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 69 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 69 号 1 番朗読、他 1 件省略)

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 69 号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）を報告します。
1 番、10a あたり 9,304 円、5 年間、再設定です。
2 番、10a あたり 10,000 円、5 年間、再設定です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 69 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 70 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 70 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 70 号 1 番朗読、他 17 件)

議長 ありがとうございました。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 70 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。
1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 278,358 円。
2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 234,371 円。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 168,776 円。
4 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 185,687 円。
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
7 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 146,413 円。
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 400,000 円。
9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 255,973 円。
11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 254,582 円。
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 39,588 円。
13 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
14 番、特例事業に寄与する、10a あたり 380,083 円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 70 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）野尻町区分について報告をします。

15 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 149,738 円。

16 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 90,416 円。

17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 165,250 円。

18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 168,639 円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 70 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(所有権) に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。

続きまして議案第 71 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 71 号農地利用集積等促進計画について

下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画とおり承認する。

(議案第 71 号 朗読)

(5 番 挙手)

議長 はい、5 番

5 番 議案第 71 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。
小林地区については 4 件、田が 5,783 m²、畑が 7,911 m²、計 13,694 m²です。
審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

（3 番 挙手）

議長 はい、3 番

3 番 議案第 65 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻町地区、4 件、田が 850 m²、畑が 14,951 m²、計 15,801 m²です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画とおり承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 71 号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の
方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり承認することに決定しました。
続きまして議案第 72 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題と
します。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 72 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達
するものとする。

（議案第 72 号 1 番朗読、他 2 件）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番

8 番 今月は、4 条、5 条の審査を第 3 小委員会に付託されました。8 月 23 日の審査をしたので報告いたします。

議案第 72 号農地法第 4 条の規定による許可申請です。

1 番、転用の理由が植林で、北西方種子田地区です。登記簿が山林で、台帳は田です。

審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 2 番、転用理由は、農業用施設、車庫、通路敷地を昭和 50 年頃、無許可で整備していたことが遺産相続後に判明したための追認申請です。

3 番、転用の理由は、農業用施設を昭和 50 年頃、無許可で建築していたことが判明したための追認申請です。2 番、3 番、姉弟になります。

審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 72 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。

続きまして議案第 73 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 73 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 73 号 1 番朗読、他 3 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番

8 番 議案第 73 号農地法第 5 条の規定による所有権です。

1 番、転用の理由は植林で、現況は、木を切った状態で又、新たに木を植林するとの事です。

2 番、一般個人住宅です。三松小学校の東側グラウンドの直ぐ横側です。

3 番、アパート用地です。内村病院の入り口当たりの畑です。

審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 73 号農地法第 5 条の規定による所有権、野尻区分です。

転用理由は、一般住宅・通路敷地です。実家に近い申請地に自己の住宅を建築したく申請するものです。

審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 73 号農地法第 5 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。

続きまして議案第 74 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 74 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について

下記のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったから意見書を付して進達

するものとする。

(議案第 74 号 1 番朗読、他 1 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番

8 番 議案第 74 号農地転用許可後の事業計画変更申請書です。
真方から東方に行く途中です。息子の経営する会社駐車場としての利用するための申請変更です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 74 号農地転用許可後の事業計画変更申請野尻区分です。
2 番、変更内容は当初計画より、飼育頭数を増やすため、牛舎等の面積を増やすものです。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 74 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 75 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 75 号非農地証明願いを承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 67 号 1 番朗読、他 3 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 75 号非農地証明願いについてです。

1 番、北西方上鷹塚で、国道沿いの材木市場の東側です。農地として使用することは、困難です。

2 番、北西方観請岡です。小林堆肥センターの南側です。農地として使用することは、困難です。

小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 議案第 75 号非農地証明願いについてです。野尻町区分です。

3 番、調査事項は原野です。紙屋の石瀬戸で、農地として使用することは、困難です。

4 番、調査事項は山林です。紙屋の下谷で、周りは畑で入った所は雑木林で農地として使用することは困難です。

小員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 75 号農地証明願い承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。

続きまして議案第 76 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 76 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について
農業経営基盤の強化促進法施行第 2 条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正の諮問について、下記とおり同意するものとする。

(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想【素案】説明)

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 76 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(事務局挙手)

議長 全員挙手ですので同意することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。

閉議 午前 10:30

令和 5 年 8 月 31 日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟